お知らせ

水道管の凍結にご注意ください

冬は水道管が凍結する被害が多く発生します。保温材などを活用し、水道管の破裂を防ぐ対策をしましょう。

凍結の危険性が高まるとき

●外気温がマイナス4℃以下のとき
●氷点下の日（真冬日）が続くとき
●冬場に長期間不在し、水道を使用しないとき

こんな水道管が凍りやすい

●むき出しになっている水道管
●北側で日が当たらない場所の水道管
●風がよく当たり、風通しが良い場所の水道管

凍結防止対策をしましょう！

●発砲スチロール製や古タオル・毛布などの保温材で水道管や蛇口を包む

●メーターボックス内の空間を少なくするため、発砲スチロール製の保温材やビニール袋に入れた布切れ・新聞紙などを詰める
●水道管内に水を滞留させないよう少量の水を蛇口から流し続ける
●止水栓で水を止め、水道管内の水を空にする
●凍結予防ヒーター機能付き保護材を活用する

凍結してしまったら…

●凍結した部分にタオルなどをかぶせ、その上から「ぬるま湯」をゆっくりかけて氷を溶かす

※熱湯をかけると急激に温度が変化し、破裂の原因になります。
●ドライヤーの温風を当て、ゆっくりと氷を溶かす

破損・破裂したときは…

●業者へ修理を依頼する
※町管工事業協同組合か知っている業者に連絡してください。町内外は問いません。
※屋内側での修理費用は利用者の負担となります。
※町指定給水工事事業者は町ホームページから確認できます。

▲詳しくはHPを確認

町管工事業協同組合
☎（962）4522
問 上下水道課水道工務係
☎（962）7001

お知らせ

マイナンバーカード交付の受付時間の延長と休日受付を行います

平日に、マイナンバーカードの手続きなどができない人のために、受付時間の延長と休日受付を行います。

日時 2月5日㊐9時～13時
2月16日㊍17時15分～19時
2月26日㊐9時～13時

場所 戸籍税務課

取扱業務

●マイナンバーカードの受け取り、交付・更新申請
●住民票・印鑑・戸籍などの証明書の発行

受け取りに必要なもの

●交付通知書（はがき）
●通知カード
●本人確認書類（運転免許証など）

※交付申請の場合は、必要なものが申請者により異なりますので、お問い合わせください。

問 戸籍税務課住民係☎（962）2026

農業

蜜蜂飼育は届け出が必要です

養蜂業者の他、趣味で飼育をしている人も、年に一度飼育届を提出しなければなりません。

提出方法 農林課と広田支所にある「蜜蜂飼育届」を、直接か郵送で農林課に提出してください。
※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

提出期限 1月31日㊋

問 農林課農業振興係
☎（962）5667
〒791-2195 宮内1392

▲詳しくはHPを確認

農業

価格高騰の影響を受ける農業者を支援します

町では、燃料費や肥料の高騰化の影響を受けている農業者に対し、町独自の支援を行います。

1 施設園芸原油価格高騰対策支援事業費補助金

原油等の価格高騰の影響を受けている施設園芸農家に対して、園芸用施設の加温設備に使用するA重油燃料費の一部を補助します。

対象者 ①～③の全てに該当する人
①町内在住の農業者
②園芸用施設で農産物（果樹・野菜等）を栽培し、園芸施設用の加温設備等の燃料としてA重油を使用している人
③令和3年以降に農業収入がある人

補助対象経費 令和3年10月1日から令和4年12月31日までの間に納品された燃料の購入費

補助率 A重油の購入量1リットル当たり24円以内

2 農業肥料価格高騰対策支援事業費補助金

物価高騰の影響を受けている農業者に対して、肥料の購入費用の一部を補助します。

対象者 ①②に該当する人
①町内在住の農業者
②令和3年以降に農業収入がある人

補助対象経費 令和4年4月1日から12月31日までの間に購入した肥料の購入費

補助額 補助額＝期間内の肥料費－（期間内の肥料費÷価格上昇率（1・4）÷使用量低減率（0・9））

国・県・農業団体等の他の団体から肥料の購入に係る補助金または交付金の交付を受ける場合は、その額を控除します。

※町の補助金を申請した人で、国の肥料価格高騰対策事業（春用肥料分）支援金の申請をした人は、国の支援金の額が調整される場合があります。

1・2 共通

申請方法 えひめ中央農業協同組合から購入している人は、対象者を一括で申請します。それ以外の人は申請に必要な書類等の説明をしますので、農林課にお越しください。

申請期限 1月31日㈫

問農林課農業振興係
☎（962）5667

保険

子ども医療費受給資格証を送付しました

令和5年1月診療分から、子ども医療費助成の対象年齢を拡大し、出生から18歳に達する日以降の最初の3月末日までの子どもに係る医療費助成を行っています。対象者の受給資格証は12月下旬に郵送しています。

助成範囲 通院・入院医療費のうち、保険診療における自己負担分全額を助成します。

入院時の食事代など、保険適用外の費用は対象外です。

受給資格証の使い方

県内の医療機関 健康保険証（健康保険証としての利用申込をしたマイナンバーカードを含む）と一緒に子ども医療費受給資格証を提示すると、保険診療における自己負担部分の医療費が無料になります。

県外の医療機関 受給資格証は使用できません。医療費を一旦支払い、後日、医療費請求の手続きにより口座に振り込みます。受給資格証を忘れた等の理由で、医療機関窓口に提示できなかったときも同じです。

一旦支払った医療費の請求方法

必要書類を直接、保険健康課に提出してください。

必要なもの
●診療点数明細のある領収書
●受給資格者の口座のわかるもの
●健康保険証
●受給資格証

医療費が高額になるとき 入院等で医療費が高額になりそうなときは、限度額適用・標準負担額減額認定証をご利用ください。住民税非課税世帯は入院時の食事代が減額されます。また、高額療養費に該当した際のお手続きが不要になる場合があります。

認定証の発行は、加入している保険者にお問い合わせください。

保険証が変わったとき 加入医療保険が変わり、新しい健康保険証ができたときは、必ず届け出が必要です。

必要なもの
●お子さまの新しい健康保険証
●受給資格証

※申請書は、町ホームページでダウンロードできます。

問保険健康課保険年金係
☎（962）7057

子ども

子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します

0歳から高校3年生までの児童に給付金を支給します。

※所得制限はありません。

対象 ①～③のいずれかに該当する児童

①令和4年10月31日時点で町に住民登録があり、令和4年11月分の児童手当対象となる児童

※町外在住で別居監護として児童手当を町から支給されている児童も含めます。

②令和4年10月31日時点で町に住民登録があり、令和4年3月31日時点で18歳未満（高校生等）の児童

※令和4年10月31日時点で、親から離れ児童のみが町に住民登録がある場合も含めます。

※令和4年10月31日時点で、親のみが町に住民登録があり、18歳未満の児童を養育している場合も含めます。

③令和4年11月1日以降、令和5年2月28日までに生まれた児童手当の対象児童

給付額

児童1人当たり15，000円

①の申込方法 申請は必要ありません。

●兄姉で平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた児童（高校生等）が①の児童と同じ世帯にいる場合、その兄姉についても申請は必要ありません。（①と同じ口座に入金します）

②と③の申込方法 申請が必要です。必要書類を直接、子育て支援課に提出してください。

●令和4年10月31日時点で、平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童（高校生等）のみを養育している人は、原則申請が必要です。

●公務員は原則申請が必要です。

●申請者は児童の保護者です。（父母がいない場合は、その児童を養育している人）

申込期限 2月28日㈫

問子育て支援課子ども福祉係

☎（962）6299

子ども

学用品費などの援助制度（就学援助制度）があります

町では、経済的な理由で公立の小・中学校へ児童生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助をしています。

対象 就学援助認定基準⑴～⑶のいずれかを満たす場合で、町が援助を必要と認める人

就学援助認定基準

⑴ 収入見込額から社会保険料支払額を控除した額が認定基準額（生活保護法に基づき、厚生労働大臣が定める基準に準拠し算定した額）の1・3倍を超えていない人

⑵ ①～⑨のいずれかの措置を受けた人（ただし、減免は災害による場合のみ）

①生活保護の停止または廃止

②市町村民税の非課税（障がい者、未成年者、寡婦または寡夫の人のみ）

③児童扶養手当の支給

④市町村民税の減免

⑤個人事業税の減免

⑥国民年金の掛金の全額免除（世帯・生計同一者全員）

⑦国民健康保険の保険料の減免、徴収の猶予

⑧生活福祉資金貸付制度の貸付

⑨固定資産税の減免

⑶ その他、教育委員が援助を必要と認める人

申請方法 希望される保護者は、子どもが通学している学校へ相談し、学校にある申請書を、学校に提出してください。また、申請書には、児童扶養手当の証書など必要書類を添付してください。

※毎年度申請が必要です。

申請時期

在校生 1月～2月

新1年生 4月上旬まで

※年度途中であっても随時申請を受け付けます。（ただし、申請月に応じて、援助額を一部減額することがあります）

援助費用 学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代・オンライン学習通信費など

※認定日によって支給できないものもあります。

問子どもが通学している学校学校教育課学校教育係

☎（962）4820

健康

歯周病検診を受診しましょう

歯周病を放置すると心臓病や糖尿病、認知症などにかかるリスクが高まります。口腔内の病気を早期に発見し、自分の歯を保ちましょう。

対象 町内在住で40歳～74歳の人（75歳以上の人は、無料で受けられる制度があります。詳しくは県後期高齢者広域連合へお問い合わせください）

県後期高齢者広域連合☎（911）7739

申込方法 電話で保健センターに申し込んでください。（成人歯周病検診受診票を郵送します）

受診期限 1月31日㈫

医療機関 砥部町、松前町、伊予市にある歯科医院

※詳細はお問い合わせください。

▲町内の実施医療機関はHPを確認

問保健センター☎（962）6888

年金

確定申告時に公的年金源泉徴収票をご提示ください

公的年金源泉徴収票

令和4年中に支払われた年金の合計額などが記載された書類です。日本年金機構から1月下旬に送付されるので、確定申告の際に提示してください。

紛失したときなどは再発行できるので、年金事務所にお問い合わせください。

障害年金・遺族年金は課税の対象でないため、源泉徴収票は送付されません。

確定申告が必要な人

●2つ以上の年金を受け、扶養親族等申告書を提出している人

●年金以外に給与などの収入がある人

●源泉徴収で受けることのできなかった控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など）があるため所得税を納め過ぎとなっている人

問松山西年金事務所☎（925）5105【自動音声案内】

保険健康課保険年金係☎（962）7057

高齢者

介護予防教室「フレイル予防」

フレイルとは年齢を重ねて体や心の働き、人とのつながりなどが弱くなることをいいます。楽しく学びながら予防につなげます。

第1回

開催日 1月17日㈫

内容 フレイル予防のための食事

第2回

開催日 1月24日㈫

内容 フレイル予防のための運動

第3回

開催日 2月3日㈮

内容 認知症の人の心と行動のしくみ

第1～3回共通

時間 14時～15時30分

場所 中央公民館4階講座室

対象 町内在住の人

定員 30人（先着順）

参加費 無料

持ってくるもの 飲み物、筆記用具

※マスクの着用をお願いします。

申込方法 直接か電話で町社会福祉協議会にお申し込みください。

申込期限 各回とも1週間前

問介護福祉課地域包括支援センター係☎（962）6118

町社会福祉協議会☎（962）7100

募集

統計調査員を募集中（事前登録）

統計調査を行う調査員としてあらかじめ登録し、統計調査が実施される際、町から案内する調査の仕事に従事される方を募集中です。自分の都合にあわせて行うことができ、報酬も支給されます。

みらいちゃん
総務省統計局
イメージキャラクター

主な調査 国勢調査、住宅・土地統計調査、労働力調査、毎月勤労統計調査など

仕事内容 調査票の配布、回収、点検、整理事務

対象 町内在住の20歳以上で、責任をもって調査できる方。（登録には一定の要件あり）詳しくはお問い合わせください。

登録後、毎年調査の仕事があるとは限りません。

申込方法 企画政策課にある統計調査員登録申請書と意向確認書を直接、企画政策課に提出してください。

▲詳しくはHPを確認

問企画政策課広報係☎（962）7250

求人　令和４年度会計年度任用職員（臨時職員）を募集します

	学校教育課	子育て支援課
募集人数	２人程度	２人程度
職務内容	学校生活支援員（児童への学校生活の補助など）	放課後児童クラブ指導員・補助員
資格	健康で体力に自信のある人	なし（保育士資格、幼稚園・小中学校教諭免許取得者優遇）
勤務場所	宮内小学校、砥部中学校	町立小学校内放課後児童クラブ専用施設
勤務日 勤務時間	月曜日～金曜日（祝日、学校長期休業中を除く）７時30分～17時のうち学校が希望する６時間程度 ※勤務日、勤務時間とも変更する場合あり	月曜日～金曜日（夏季休業中は土曜日、その他学校休業日によって日曜日勤務あり）13時30分～18時30分のうち４時間程度※１日開所日は７時30分～18時30分のうち６～８時間程度 ※勤務日数、時間は相談に応じます。
賃金	時給874円	時給928円 （有資格者1,058円）
申し込み 問い合わせ	学校教育課学校教育係 ☎（962）4820	子育て支援課子ども福祉係 ☎（962）6299

	とべの館	とべ温泉「湯砥里館」	
募集人数	１人	１人（女性）	１人（女性）
職務内容	レジ・接客・商品管理	調理、清掃業務など	フロント業務、清掃業務など
資格	土･日曜日、祝日勤務可能で、パソコンの基本操作（ワード･エクセル）のできる人	健康で体力に自信のある人	
勤務場所	とべの館（とべ動物園内）	とべ温泉「湯砥里館」	
勤務日 勤務時間	月12日程度 （土・日曜日、祝日勤務あり） ８時30分～17時15分	①９時～14時 ②12時～17時 ①②ともに月７日程度 （土・日曜日、祝日勤務あり）	①17時～24時 ②20時30分～24時 ①②ともに月７日程度 （土・日曜日、祝日勤務あり）
賃金	日給6,779円	時給874円	17時～22時　時給1,093円 22時～24時　時給1,311円
申し込み 問い合わせ	商工観光課砥部焼観光係 ☎（962）7288	とべ温泉「湯砥里館」 ☎（962）7200	

共通項目

雇用期間　雇用日～翌年３月31日
募集期限　随時
採用方法　書類および面接により決定
申込方法　履歴書（写真を貼る）を直接または郵送で各申込先に提出してください。

◀詳しくはHPを確認